

◇郵送請求◇

窓口に来られない場合には、郵送で次の証明書の申請を行うことができます。

- ・所得証明書 ・課税（非課税）証明書 ・納税証明書 ・証明願 ・固定資産評価証明書
- ・固定資産公課証明書 ・名寄帳 ※その他証明についてはお問い合わせください

《郵送請求に必要なもの》

- 1 申請書（メモ用紙でも可）※証明書が必要となる方本人が記入してください
 - ・現住所及び昭和町に住んでいた時の住所・氏名・生年月日・連絡先電話番号、必要な証明書の種類及び年度、部数、証明書の使用目的を記入してください。
 - ※所得証明書及び課税（非課税）証明書はその年度の前年中の所得が記載されます。
例）令和5年度所得証明書には、
令和4年中（令和4年1月～令和4年12月）の所得が記載されます
- 2 本人確認書類のコピー
 - ・マイナンバーカード、免許証、在留カード等（顔写真付きのもの）
 - ※裏書きがある場合は裏面のコピーもお願いします。また、顔写真付きがない場合は、保険証とキャッシュカード等の2点のコピーを同封してください
 - ※お亡くなりになられた方の証明書を請求する場合は、上記のものに加え、相続人であることが分かる書類（戸籍のコピー等）を同封してください。
- 3 返信用封筒
 - ・宛先（本人確認書類に記載されている住所）を記載し、切手（最低84円）を必ず貼ってください。
 - ※個人情報保護の観点から、本人の意思により申請があったことを確認する必要があるため、証明書の送付先は本人確認書類に記載されている住所となります。職場や別世帯の親族などへは送付致しません。
- 4 定額小為替（郵便局で購入してください）
 - ・証明手数料が1通あたり300円かかります。納税証明書は証明年度ごとに1通となります。また、評価証明及び公課証明につきましては1通につき8筆までとなります。
 - 定額小為替はおつりがでないようご用意ください。

《送付先》

〒409-3880

山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2

昭和町役場 税務課あて

《問合せ先》

税務課 055-275-8265

《代理人による郵送請求》

代理人の方が申請される場合には、上記の《郵送申請に必要なもの》以外に委任状及び代理人の方の本人確認書類のコピーが必要になります。また、委任者に電話で申請の意思を確認させていただきますので、委任状には必ず委任者及び代理人の日中連絡が取れる電話番号を記入してください。委任者に確認が取れない場合には交付できません。また、代理人の方が下記①～③に該当する場合には《郵送申請に必要なもの》以外にそれぞれ次のものが必要になります。

- ①社会保険労務士・行政書士・司法書士・弁護士：委任状、代理人の資格者証のコピー
- ②成年後見人：登記事項証明書、代理人の本人確認書類のコピー
- ③外国人技能実習生の監理団体等のご担当者：委任状、代理人の本人確認書類のコピー、代理人が職員であることを証明する書類のコピー（職員証・勤務先の記載がある健康保険証など）